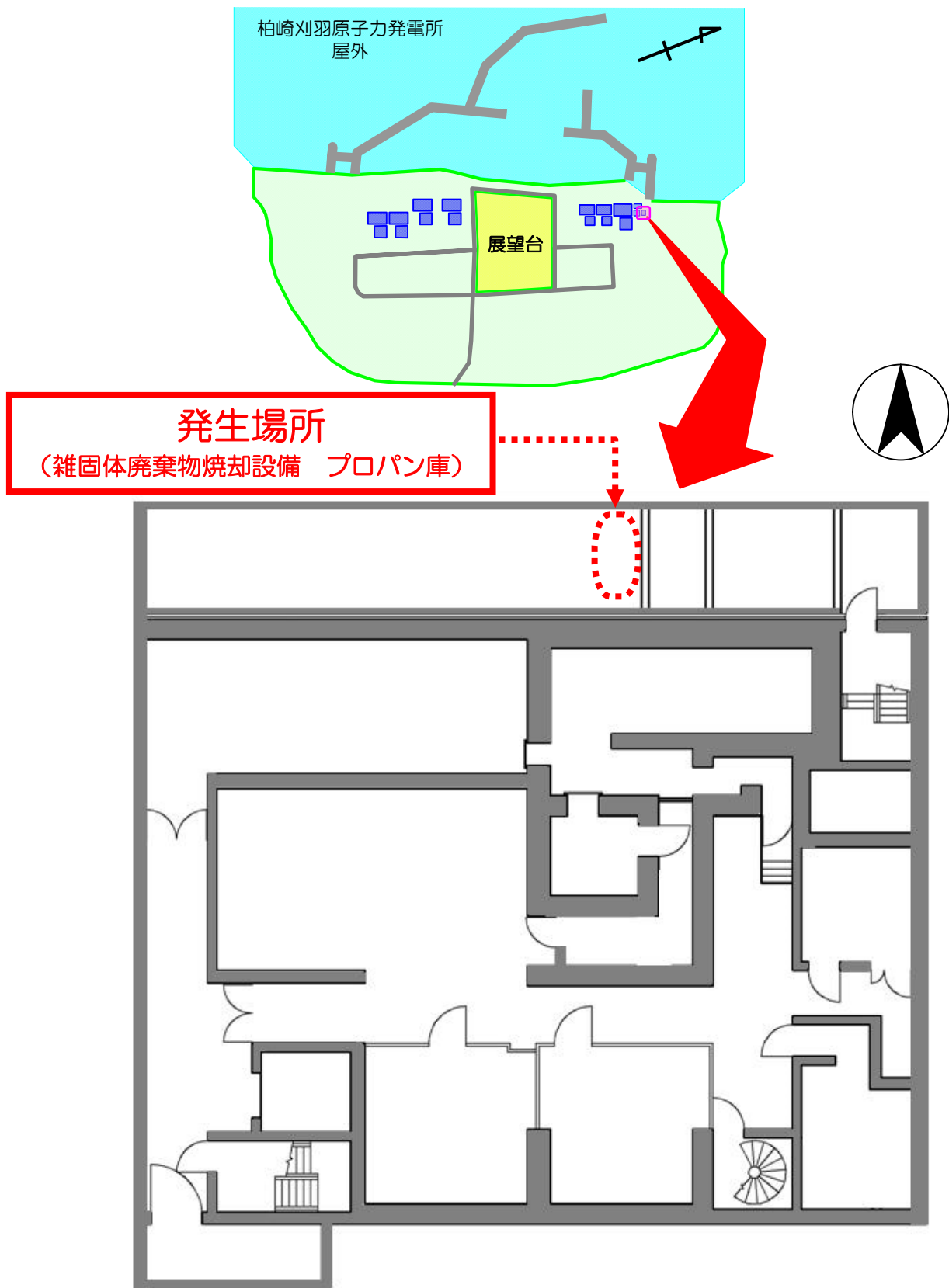


区分：Ⅲ

場所	大湊側焼却建屋（非管理区域）	
件名	大湊側焼却建屋におけるプロパンガスの微量な漏えいについて	
不適合の概要	<p>（発生状況）</p> <p>2015年7月8日午前10時40分頃、雑固体廃棄物焼却設備プロパン庫において、雑固体廃棄物焼却設備燃料系（プロパンガス）供給配管（A系）圧力計取付け部の点検後の漏えい確認をしていた協力企業作業員が、配管溶接部から微量なガスの漏えいを確認しました。また同B系について確認したところ、同様に圧力計取付け部の配管溶接部より微量なガスの漏えいを確認しました。</p> <p>漏えい箇所については速やかに隔離弁を閉めたことにより、供給元となるボンベからの漏えいは停止しております。</p> <p>本件は、高圧ガス保安法の報告事象に該当することから新潟県防災局へ報告しました。</p> <p>（安全性、外部への影響）</p> <p>漏れたガスには放射性物質は含まれておらず、外部への放射能の影響はありません。</p> <ul style="list-style-type: none">* 高圧ガス保安法 高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する事を目的とする法令。* プロパンガス 大湊側雑固体廃棄物焼却設備の燃料として使用しているガス。	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	今後、原因調査を行うとともに、当該箇所については補修を実施いたします。	

大湊側焼却建屋におけるプロパンガスの微量な漏えいについて



大湊側焼却建屋におけるプロパンガスの微量な漏えいについて

